

4 / 27 (火) の発表

はじめよう、つづけよう。

「新北海道スタイル」



～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 新北海道スタイル

報道発表資料の配付日時 4月27日(火) 15時00分

発表項目 (行事名)	北海道苦情審査委員の活動状況報告(令和2年度第4四半期)について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>北海道苦情審査委員に関する条例第18条に基づき、令和3年1月1日から3月31日までの苦情審査委員の活動状況報告があったので、お知らせします。</p> <p>【概要】</p> <p>1 苦情申立ての状況【5件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事部局 4件(保健福祉部2件、経済部2件) ・道の機関以外 1件 <p>2 処理状況【8件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査を終えた事案 2件(第2,3四半期からの継続各1件) ・審査をすることができない事案 3件 ・審査中の事案 2件(第3四半期からの継続1件) ・制度の対象外となった事案 1件 		
参考			

報道(取材) に当たって のお願い			
他のクラブ との関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	総合政策部知事室道政相談センター 主幹 中島 浩昭 TEL ダイヤルイン 011-204-5523、内線21-702
-------------	---

北海道苦情審査委員の活動状況報告

北海道苦情審査委員に関する条例（平成10年条例第45号）第18条第2項に基づき、令和3年1月1日から令和3年3月31日までの北海道苦情審査委員の活動状況を、次のとおり公表します。

令和3年4月27日

北海道知事 鈴木直道

- 1 苦情申立ての状況
令和3年1月1日から令和3年3月31日までの苦情申立ては5件となっており、表1及び表2のとおりである。

表1 対象機関別の苦情申立ての状況 (単位：件、人)

対 象 機 関	苦 情 件 数	申 立 人	
		個 人	法人等
知 事	4	3	1
総 務 部	0	0	0
総 合 政 策 部	0	0	0
環 境 生 活 部	0	0	0
保 健 福 祉 部	2	2	0
経 済 部	2	1	1
農 政 部	0	0	0
水 産 林 務 部	0	0	0
建 設 部	0	0	0
出 納 局	0	0	0
教 育 委 員 会	0	0	0
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0
連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0
公 営 企 業 管 理 者	0	0	0
病 院 事 業 管 理 者	0	0	0
小 計	4	3	1
道 の 機 関 以 外	1	1	0
合 計	5	4	1

(注) 知事部局の所管部(局)別内訳には、振興局等出先機関に係るものを含む。

表2 申立事項

区 分	件 数	申 立 事 項
保 健 福 祉 部	2	道立教育施設における単位取得について
		道立教育施設における単位取得及び過去の不正行為の確認について
経 済 部	2	道立高等技術専門学院における委託契約について1、2
道 の 機 関 以 外	1	市立病院の診断等について

※経済部の案件は、同趣旨の苦情申立書が個人及び法人からそれぞれ提出されたもの。

- 2 苦情申立ての処理状況
苦情申立ての処理の内訳は、表3のとおりである。

表3 苦情の処理状況

区 分	件 数
審 査 を 終 え た 事 案	2
審査をすることができない事案	3
審査を中止した事案	0
審 査 中 の 事 案	2
制度の対象外となった事案	1
審査することが適切か申立ての内容を検討中の事案	0
合 計	8

※審査を終えた事案は、令和2年度第2四半期及び第3四半期の継続分である。
審査中の事案のうち1件は、令和2年度第3四半期の継続分である。

- 3 苦情審査結果の内訳
審査を終えた事案の審査結果の内訳は、表4のとおりである。

表4 審査の結果

区 分	件 数
申立ての趣旨に沿ったもの	1
申立ての趣旨に一部沿ったもの	0
道の機関の行為に不備がないもの	1
合 計	2

- 4 勧告及び意見表明の状況
勧告及び意見表明したものはない。

令和2年度第4四半期 苦情審査事案の概要

令和3年3月31日現在

区分	申立事項	審査結果等
環境生活部	<p>アイヌ政策に関する審査請求及び公文書開示請求について (第3四半期からの継続分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 申立人は、環境生活部アイヌ政策課に対して、行政不服審査法に基づく審査請求をしているが、3ヶ月が経過しても、審査請求に関する道の弁明書の提出等がなされていない。 ○ また、申立人は、同課に対し公文書開示請求も行っているが、1ヶ月以上経過しても文書の開示がなされていない。 	<p>道の機関の行為に不備がないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政不服審査法の規定に基づく弁明書提出の遅れについては、行政庁における審査請求の審理中の事案に該当するため、北海道苦情審査委員に関する条例第12条第1項2号により審査することができない。 ○ 公文書開示請求については、アイヌ政策課は開示決定期間の延長通知書を送付した等の主張をしており、それに対し申立人は通知書は受領していないと主張するなど、両者の言い分に食い違いがあるが、知事印押印記録等の状況から通知書は申立人に送付されたものと考えられることから手続上の不備があるとまでは認められない。 ○ なお、アイヌ政策課が開示決定期間の延長通知の送付に関する明確な記録を残し、かつ、申立人に対して早期に状況を説明しておけば、本件のような苦情は避けられた事案であると考えられるので、同課の記録管理について改善を図る必要がある。また同課に対してはより丁寧な対応をお願いする。
保健福祉部	<p>道立教育施設における単位取得について</p> <p>申立人(道立教育施設に在籍中の学生)は、履修科目の課題提出の際の不正行為により単位取得ができなかった。 自身の行為について深く反省しているので、再履修を許可して欲しい。</p>	<p>審査できない(審査することが適当でない)</p> <p>申立ての内容では、施設側の処分が不当、不適切等であるとの主張は読み取れないことから、北海道苦情審査委員に関する条例第12条第1項第11号により審査することができない。</p>
保健福祉部	<p>道立教育施設における単位取得及び過去の不正行為の確認について</p> <p>申立人(道立教育施設に在籍中の学生)は、履修科目の課題提出の際の不正行為により単位取得ができなかった。 自身の行為について深く反省しているので、再履修を許可して欲しい。 また、過去にも同様の不正行為がなかったか確認して欲しい。</p>	<p>審査できない(審査することが適当でない)</p> <p>申立ての内容では、施設側の処分が不当、不適切等であるとの主張は読み取れないこと、また過去の不正行為に関し、申立人と異なった処分があったという具体的事実の主張がないこと等から、北海道苦情審査委員に関する条例第12条第1項第11号により審査することができない。</p>
経済部	<p>道立高等技術専門学院の委託契約について1</p> <p>道立○○高等技術専門学院が締結した委託契約が随意契約によって行われていることについて、次のとおり苦情を申し立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 随意契約の相手方は一般社団法人であるが、同法人が北海道財務規則運用方針に規定する「存立援助」の対象になるのか疑問である。 ○ 国の通知では、「随意契約の理由は具体的な理由を記載するもの」とされているにも拘わらず、当該随意契約の理由に具体性は感じられない。 ○ 上記等の理由により、当該学院の契約行為は、公平・公正からかけ離れている。 「存立」随意契約をやめて、プロポーザル特定審査を経るべきである。 	<p>審査できない(自己の利益にかかわらない)</p> <p>今回の苦情申立人の苦情の内容及び理由は、「自己の利害にかかわるもの」には該当しないことから、北海道苦情審査委員に関する条例第12条第1項第8号により審査することができない。</p>

<p>経済部</p>	<p>道立高等技術専門学院の委託契約について2</p> <p>道立〇〇高等技術専門学院が締結した契約について次のとおり苦情を申し立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般社団法人との間で理解しがたい理由で一者随意契約を行っており、競争入札であれば参加できなかったはずの申立人の活動が妨げられた。 ○ 地方公共団体は委託事業の内容を精査し、競争性の導入を検討することが必須の業務なのに、これらを検討せず一者随意契約を行ったことは理解できない。 ○ 委託業務の内容は一般的なものであるのに、「性質又は目的が競争入札に適さないもの」であることを根拠とした随意契約は無効に値する。 ○ 「存立援助」随意契約は本庁の「相手側リスト」の通達に基づき行うとの説明が学院側からあったことから、当該リストの開示を道に求めたが、保存期間満了による廃棄のため不存在である旨の通知があった。これは学院側の説明と矛盾する。 ○ 同学院の指名選考委員会で恣意的な選考が行われたとの疑いがあるので選考委員に外部の人員の参加や審査手続、審査基準の公表などをすべきである。 ○ 上記等の理由により同学院の契約行為は公平・公正からかけ離れ、正当な競争が妨げられている。 「存立支援」一者随意契約をやめ、当該業務に係る全ての委託契約を競争入札とすべきであるとともに、既に行われた委託契約の再検討等を求める。 	<p>審査中</p>
<p>建設部</p>	<p>災害復旧事業の工事実施手続について (第2四半期からの継続分)</p> <p>道管理の河川に係る災害復旧事業において、〇〇建設管理部は、申立人（地権者）の了解を得ないまま、申立人の所有地で次の工事等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人に説明せず申立人の所有地の隣接地における河川工作物の工事を発注 ・ 所有地内での立木の無断伐採、形質変更 ・ 申立人から土地を賃借している耕作者に対する畦畔の移転補償 <p>申立人は、建設管理部に上記工事の経緯について説明を求めたが、誠実な説明がなく、解決に向けた対応がなされなかった。 建設管理部の事業の進め方に問題があるので、不適切な部分の改善を求めて苦情を申し立てる。</p>	<p>申立ての趣旨に沿ったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建設管理部の申立人に対する説明は迅速さを欠き、また適切な説明が不足している。 ○ 立木の無断伐採、土地の形質変更は、工事の受注者が同所有地を国有地と錯誤して申立人の同意を得ることなく行ったものである。 ○ 移転補償に関しては、建設管理部から権利者の特定等の業務を受注した会社が、申立人及び耕作者に確認の上、耕作者を補償の権利者とする報告を建設管理部に行い、それに基づいて補償を行ったものであるが、申立人は土地所有者（申立人）への了解なしに補償が行われたと主張している。 苦情審査の中でその事実認定を行うこと困難であるが、建設管理部にはトラブルの予防策をシステムの中に組み込む責任がある。 ○ 行政には事業の主体者としての責務とともに地域住民の信頼に応える責務があるので、今回のように住民との信頼関係が揺らぐようなことは防いで欲しい。

<p>建設部</p>	<p>道営住宅建設に伴うテレビ電波受信障害について (第3四半期からの継続分)</p> <p>申立人は自己が所有する建物の近隣で行われた道営住宅の建て替えに伴い、テレビ電波受信障害が発生することから、テレビ共同受信施設の設置と利用に関する協定書を次の状況の中で道と締結した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協定書についての協議は建設部住宅課との間で行っておらず、提案すらされていない。 ○ 協定書の捺印を求めに来た者は工事の事業者であり、その際、当該事業者が道の代理人であることや書面が協定書であることの説明はなかった。 ○ 申立人にはその写しを渡されなかったため、その書面の概略について理解していない。 ○ この時点までに建設部住宅課から一度も面談や電話による連絡を受けていない <p>こうしたことから、申立人としては、協定書なるものは、その事業者との間でなされたことと考えているが、当該事業者の社員に詰問したいことがあるので、道の責任において、その機会を作ることを要求する。</p>	<p>審査中</p>
<p>道の機関以外</p>	<p>市立病院の診断等について</p> <p>申立人は、市立〇〇病院をはじめ13か所余りの病院を受診したが、申立人が病気であるにも関わらず、各病院はそれを隠蔽し、異常はないとの診断結果を出している。また警察に被害届を出したが隠蔽された。</p> <p>申立人は、下記(1)及び(2)について苦情を申し立てるとともに、下記(3)について苦情審査委員に要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 〇〇市長及び市立〇〇病院をはじめとした各病院による病気の隠蔽工作 (2) 〇〇警察署長による被害届の隠蔽 (3) 申立人の治療に最適な〇〇病院への治療の依頼 	<p>制度の対象外</p> <p>〇〇市、市立〇〇病院他の各病院及び〇〇警察署は苦情審査の対象機関ではなく、また病院の紹介は、苦情審査委員の権限ではないことから、北海道苦情審査委員に関する条例第12条第1項第11号により審査することができない。</p>